

## 随意契約理由書

件名	中央区役所他7区役所電話交換設備点検業務	
契約の相手方	難波電話電気工業株式会社	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当	
随意契約の理由	<p>本件は、中央区役所他7区役所において、電話交換機や局線中継台等の定期点検、障害対応、設定変更作業を行うものである。中央区役所他7区役所の電話交換機は富士通製であり、上記事業者により導入されたものである。神戸市内における富士通代理店(通信自営保守パートナー)は上記事業者のみである。障害発生時に、市民サービスを低下させず迅速な対応ができることが不可欠であり、当該設備の製造メーカーの神戸市内における唯一の代理店である上記事業者であれば、区役所電話交換設備に熟知しており、迅速な対応が可能である。</p> <p>以上の理由により上記請負人との随意契約を行うものである。</p>	
担当部署 (問合せ先)	行財政局区役所課	(電話番号 322-5071 )